

○糸満市介護保険事業者事故報告取扱要綱

平成30年3月26日

告示第17号

（目的）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス事業、居宅介護支援事業、施設サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業の事業を行う者（以下「事業者」という。）による介護サービス提供において事故が発生した場合に、事業者が遅滞なく糸満市（以下「市」という。）にその状況を報告し、事故の速やかな対応及び再発防止を図ることを目的として、事故の事務手続について定めるものとする。

（事故の対象となる利用者）

第2条 市へ報告すべき事故の対象となる利用者及び入所者（以下「利用者」という。）並びに事業者は次のとおりとする。

- (1) 市の介護保険被保険者
- (2) 市内事業者

（事故の範囲）

第3条 事業者が市へ報告すべき事故の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) サービス提供時の事故により、利用者が死亡した場合
- (2) サービス提供時の事故により、利用者が医療機関の治療等を必要とした場合
- (3) その他市へ報告する必要があると認められた場合

（報告の手順）

第4条 事業者は、前条で規定する事故が発生した場合、直ちに市へ第一報を行いその後遅滞なく、郵送又は持参にて市へ介護保険者事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項に掲げる報告は、事業者の責任や過失の有無を問わず報告をするものとする。

（市の対応）

第5条 市は、前条の報告を受理した場合は、内容を確認の上、必要に応じて事実確認等を行うものとする。

（県への報告）

第6条 市は、次に掲げる場合は、沖縄県へ報告を行わなければならない。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 指定基準違反のおそれがある場合
- (3) その他県へ報告する必要があると認められた場合

附 則

この告示は、公布の日から施行する。